

○東京工業大学学術国際情報センター
コンピュータシステム専門委員会内規

平成 20 年 3 月 21 日
運営委員会制定

(趣旨)

第 1 条 東京工業大学学術国際情報センター規則（平成 16 年規則第 78 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、コンピュータシステム専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 コンピュータシステム（以下「システム」という。）の管理及び運用に関する事項
- 二 システムの研究、教育及び業務等における利用に関する事項
- 三 システムのソフトウェア、アプリケーション、データベース、ホスティング等のサービス及びセキュリティ環境の整備に関する事項
- 四 システムと学内の他の情報サービスとの連携に関する事項
- 五 システムの外部機関（国内外の大学、研究機関及び企業）からの利用に関する事項
- 六 システムの課金に関する事項
- 七 システムの仕様策定及び技術審査に関する事項
- 八 システムに係る将来計画に関する事項
- 九 その他学術国際情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）から付託された事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副センター長（情報支援担当）
- 二 先端研究部門高性能計算システム分野担当教員
- 三 先端研究部門高性能計算先端応用分野担当教員
- 四 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者 若干人
- 五 その他の運営委員会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は、2 年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 16 年 4 月 1 日制定の東京工業大学学術国際情報センター研究システム
専門委員会内規及び東京工業大学学術国際情報センター教育システム専門委員
会内規は、これを廃止する。
- 3 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。